

平成 29 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 オムロン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 山田 義仁
コード番号 6645
上場取引所 東証第一部
問 合 せ 先 経営 IR 部長 奥村 俊次
T E L 03-6718-3421

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 1 月 31 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月開催予定の第 80 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は 1999 年に執行役員制度を導入し、監督と執行の分離を図るとともに、諮問委員会等の設置、取締役会議長と社長の分離、取締役の過半数を非業務執行取締役にするなど、取締役会の監督機能を向上させてまいりました。

今般、更に取り締役会の監督機能を向上させるために、取締役会議長である取締役会長を除いて役付取締役を廃止します。同時に、最適かつ機動的な執行体制を構築するために、業務執行の最高責任者である社長は執行役員の役位とし、執行役員の中から社長を選定します。

これらのことにより、監督機能と執行機能の分離をより一層進め、それぞれの責任を明確にすることにより、持続的な企業価値の向上を実現します。

上記の考え方に基づき、現行定款に以下の通り変更を行います。

- (1) 取締役会議長である取締役会長を除いて役付取締役を廃止いたします。(変更案第 23 条)
- (2) 執行役員の選任方法および役割等を明確にし、業務執行の最高責任者である社長を執行役員の役位とし、執行役員の中から社長を選定できるようにいたします。(変更案第 31 条)
- (3) 上記に関連して、株主総会の招集者および議長に関する規定の変更(変更案第 15 条および第 16 条)および代表取締役の選定方法の変更(変更案第 24 条)をいたします。
- (4) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更をいたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(招集者)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき、<u>取締役社長がこれを招集し、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>(招集者)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役がこれを招集する。</u></p>
<p>(議長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。</u></p>	<p>(議長)</p> <p>第 16 条 株主総会の議長は、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により取締役にこれにあたる。</u></p>
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役、取締役会および執行役員
<p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 当社は、<u>取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(取締役会長)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から会長 1 名を定めることができる。</u></p>
<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役社長は代表取締役とする。</u> 2 前項のほか、<u>取締役会の決議によって前条の役付取締役のなかから代表取締役を選定することができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 24 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第 31 条 <u>取締役会は、その決議によって執行役員を定め、業務を執行させることができる。</u> 2 <u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長 1 名およびその他の役付執行役員を定めることができる。</u></p>
第 31 条～第 43 条 (条文省略)	第 32 条～第 44 条 (現行どおり)

以上